

「#お金貸します」は要注意！  
最近、個人からお金を借りる「個人間融資」のトラブルが多発しています。

**相談** 未成年の子どもが、SNSで知り合った相手からお金を借りていることが分かった。3万円借りて、利子が10日で1万5000円だという。個人情報も教えているようだ。法外な利子でも返済しないといけないか。

SNSや掲示板サイトの「個人で融資します」などの書き込みを通じて、見知らぬ相手からお金を借りる「個人間融資」の利用者が増えています。審査がなく、簡単に借りられることから、未成年の利用も少なくありません。個人であっても、反復継続する意思を持って金銭の貸し付けを行うことは貸金業法上の「貸金業」に該当します。貸金業の登録を受ける必要があり、無登録営業は違法です。個人間融資の実態はヤミ金融業者が多いといわれています。

出します。親戚の情報や友人のSNSのアカウントまで聞かれたケースもあります。支払いが滞ると、勤務先に電話が掛かってきたり、送った写真がネット上で晒されたりするなどの被害が寄せられています。個人情報売られて悪用される恐れもあり、安易に教えると大変危険です。

違法な高金利の貸し付けに対しては、元本も含め返済する必要はないという判例が出ています。事例の場合も、返済義務はなく、未成年者契約の取り消しも可能です。しかし、嫌がらせを受けることもあるので、弁護士などの専門家に相談することを勧めました。

このほか、「融資するために保証金が必要と言われ、払ったら連絡が取れなくなつた」など、お金をだまし取られる詐欺被害も多く寄せられています。

個人間融資にはリスクがあります。犯罪に巻き込まれるなど取り返しのつかない事態になる危険もあります。見知らぬ相手から借入れをするのは、絶対にやめましょう。

消費生活センター(ステーションNビル3階) ☎753・5555

健康相談



池田市医師会  
<http://www.ikeda-osaka-med.jp/>

**Q** マスクをしたまま運動すると熱中症になりやすいですか？

**A** 今年はコロナ禍で迎える2回目の夏はチベット高気圧と太平洋高気圧が重なり、猛暑日が続く予想が出ています。昨夏と同様に新型コロナウイルス感染症に加えて、熱中症や食中毒が多くなる季節となり、健康への脅威が重なるため引き続き警戒が必要です。

新型コロナウイルス感染症予防策としての三密の回避、手指消毒、アクリル板、マスク着用はもはや生活の一部となり、一つ欠けてもなんとなく違和感を感じるまでになっています。最も生活と密着しているマスクは、マスク着用が熱中症の危険性を高めるといふ科学的根拠は示されていませんが、注意したほうが良いでしょう。マスクを着用すると、非着用下比べて心拍数や呼吸数、血

中二酸化炭素濃度、体感温度が上昇するなど、体に負担がかかるといわれています。

体温が上昇すると体温を下げるために汗をかき、呼吸を速めて熱を放散しますが、マスク着用下だと呼吸による放熱効果が妨げられ、かつ口周囲の皮膚温が上昇したり口喝を感じにくくなったりします。結果として体温を下げるという調節機能がうまく働かなくなるとは容易に想像できるでしょう。

感染状況のステージにもよりますが、屋内のスポーツ施設でもマスク着用が義務付けられるところもあり、屋外でのジョギングなどのスポーツはさらに注意が必要です。商業施設ではそのルールに従うことが必要ですが、熱中症予防のためには炎天下を避けてこまめに水分を摂取すること、また周囲2m以内に人がいないなど周囲と十分距離が保てる場合はマスクを外して休憩するなど、無理をしないことが重要です。

池田市医師会

